

健康保険法施行規則第 155 条の 9 の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する 有識者会議 開催要綱

1. 趣旨

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号。以下「法」という。）第 77 条第 2 項においては、厚生労働大臣は、療養の給付に要する費用の額の定めに関して必要な調査を行うことができる」とされている。

上記調査については、健康保険法施行規則（大正 15 年内務省令第 36 号）第 155 条の 9 において「事務を適切に行うことができる者として厚生労働大臣が認めた者」に委託することができる」とされ、また、同規則第 156 条の 2 等において、当該者が上記調査を行う場合には、被保険者等記号・番号等の告知を求めることができるとされたことから、その事務を適正に行うことができる事業者について確認を行うため本会議を開催する。

2. 確認事項

- （1）対象となる事業者について、法第 150 条の 9 に規定する事務を適切に実施できるか確認を行い、厚生労働省保険局長に対し必要な意見を述べる。
- （2）その他

3. 構成員

構成員は、別紙のとおりとする。

4. 運営等

- （1）本会議は、保険局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- （2）本会議においては、必要に応じ、（1）の構成員以外の専門家等の出席を求めることができる。
- （3）本会議については、審査の対象となる事業者について、適切な事務を実施できる体制等を確認する必要があるため、当該事業者の財務状況、実施体制、情報セキュリティなどが分かる書類の提出を求めて確認することから、公開することにより個人や法人の権利利益が不当に侵害されるおそれがあるため、非公開とする。
- （4）前項の規定により非公開とする場合には、議事要旨を作成し、これを公開するものとする。（特定の事業者名については非公開）
- （5）本会議の庶務は、保険局医療課が行う。
- （6）この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し、必要な事項は会議において定める。

(別紙)

健康保険法施行規則第 155 条の 9 の規定に基づく厚生労働大臣の認定に関する
有識者会議 構成員

	池田 俊也	国際医療福祉大学医学部公衆衛生学 教授
	石川 ベンジャミン 光一	国際医療福祉大学赤坂心理・医療福祉マネジメント学 部医療マネジメント学科 教授
○	伏見 清秀	国立大学法人東京科学大学大学院医療政策情報学分野 教授
	山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター 理事長

○：座長
(敬称略・50 音順)